

中央労基協 Report

令和2年10月

全国労働衛生週間を迎えて

中央労働基準監督署長 工藤 滉光



東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の会員の皆様には、平素より当署の業務運営に関して格別のご理解とご協力を賜っており、篤くお礼を申し上げます。

コロナ禍の状況のもと、なかなか皆様とお会いできる機会がなく残念ではあります、紙上をもってお話しさせていただきます。

ご存じのとおり厚生労働省では、10月1日から7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間とし、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして全国労働衛生週間を実施しているところです。

本年度の全国労働衛生週間では、過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に積極的に取り組んでいただくとともに、健康寿命及び職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、「労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進」が新たな重点項目とされました。高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）が本年3月に策定されたところですが、高年齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）をご活用いただく等により、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施などガイドラインに沿った取組を行っていただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和2.8.7付け厚生労働省労働基準局長事務連絡別添）を活用し、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施もお願いします。

併せ、働く妊婦の方々の安全・安心の確保のための「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」制度等の活用による取組についてもご理解を頂ければと思います。

なお、新型コロナウイルスの影に隠れた形となりましたが、健康増進法が大きく改正されて、本年4月から、オフィス、事業所を含み屋内は原則禁煙とされたところです。屋内での喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要となりました。これに伴い、労働者からの、受動喫煙対策の不備に対する苦情も増えてきているところです。職場においては、令和元年7月に策定された「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づき、必要な対策の実施をお願いします。

快適な職場環境とからだの健康のため、多数の取組が必要とされているところですが、皆様方には、誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力を引き続きお願いします。

◆ トピックス

新型感染症防止対策の一環として、会議や研修等をリモートで開催する企業が増えています。そのような状況のなか、今般、情報通信機器を用いて労働安全衛生法に基づく安全委員会等を開催するに際しての「基本的な考え方」及び「留意事項」が、厚生労働省より以下のとおり示されましたのでお知らせします。

今回示された留意事項等を踏まえ、法定事項を遵守した安全委員会等の運営に努めていただきますようお願いいたします。



基発 0827 第1号
令和2年8月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第17条、第18条及び第19条の規定に基づき、事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策等の重要事項を調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせるため、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全委員会等」という。）を設けることとされている。

今般、安全委員会等を、情報通信機器を用いて開催することについて、下記のとおり考え方及び留意事項を示すこととしたので、事業者に対する周知、指導等について遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

安全委員会等は、事業者が講すべき安全衛生対策の推進について、事業者に対して意見を述べさせるために設置・運営されるものであり、労使が協力し合い、事業場における安全衛生に係る事項について、十分に調査審議を尽くすことが必要不可欠である。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて安全委員会等を開催することへのニーズが高まっているが、情報通信機器を用いた開催においても、事業場における安全衛生に係る問題の十分な調査審議が確保されるよう、事業者は、記の2に留意の上、事業場の実情に応じた適切な方法により、安全委員会等の設置・運営を行う必要がある。

2 情報通信機器を用いた安全委員会等の開催に係る留意事項

(1) 安全委員会等の開催に用いる情報通信機器について、次のアからウまでの要件を全て満たすこと。

- ア 安全委員会等を構成する委員（以下「委員」という。）が容易に利用できること。
- イ 映像、音声等の送受信が常時安定しており、委員相互の意見交換等を円滑に実施するこ
とが可能なものであること。
- ウ 取り扱う個人情報の外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止の措置
が講じられていること。

（2）安全委員会等の運営について、次のア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

- ア 対面により安全委員会等を開催する場合と同様に、情報通信機器を用いた安全委員会等にい
て、委員相互の円滑な意見交換等が即時に行われ、必要な事項についての調査審議が尽くされ
ていること。

なお、音声通信による開催やチャット機能を用いた意見交換等によるについての十分な調査
審議が可能であること。

- イ 情報通信機器を用いた安全委員会等はアによって開催することを原則とするが、委員相互の
円滑な意見交換等及び必要な事項についての十分な調査審議が可能となるよう、開催期間、各
委員への資料の共有方法及び意見の表明方法、委員相互で異なる意見が提出された場合の調整
方法、調査審議の結果を踏まえて事業者に対して述べる意見の調整方法等について次の（ア）
から（工）までに掲げる事項に留意の上、予め安全委員会等で定められている場合は、電子メ
ール等を活用した即時性のない方法により開催することとして差し支えないこと。

- （ア） 資料の送付等から委員が意見を検討するための十分な期間を設けること。
- （イ） 委員からの質問や意見が速やかに他の委員に共有され、委員間で意見の交換等を円滑に
行うことができる。その際、十分な調査審議が可能となるよう、委員全員が質問や意
見の内容を含む議論の経緯を確認できるようにすること。
- （ウ） 委員からの意見表明等がない場合、当該委員に対し、資料の確認状況及び意見提出の意
思を確認すること。
- （エ） 電子メール等により多数の委員から異なる意見が提出された場合等には委員相互の意見
の調整が煩雑となることから、各委員から提出された意見の調整に必要な連絡等を行う担
当者を予め定める等、調査審議に支障を来すことがないようにすること。

（3）その他の留意事項

情報通信機器を用いて開催した安全委員会等においても、委員会の意見及び当該意見を踏ま
えて講じた措置の内容のほか、委員会における議事で重要なものについて、法第103条第1項
及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第23条第4項に基づき、書面により記
録し、これを保存する必要があること。

なお、電磁的記録※により作成及び保存する場合には、平成17年3月31日付け基発第
0331014号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等に
おける情報通信の技術の利用に関する省令について」記の第2の1の（4）において「労働基準
局所管法令の規定に基づく書類については、労働基準監督官等の臨検時等、保存文書の閲覧、提
出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステム
となっていることが必要であること」等とされていることに留意する必要があること。

※電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる
記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

■ 中央労働基準協会支部 講習会開催予定（令和2年10月～令和3年3月）■

令和2年9月18日現在

講習名		受講費 (テキスト・税込)	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	21,200		24～26日			24～26日	
	有機溶剤作業主任者技能講習	14,580						10～11日
教特 育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育 (酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業にかかる特別教育)	9,700					16日	
法定 講習等	安全衛生推進者養成講習	14,030					2～3日	
	衛生推進者養成講習	9,500		6日		26日		15日
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		16～17日		19～20日		3～4日
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500					10日	
受 講 習 准 備	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)20,000 (非会員)23,000	7～9日		9～11日		22～24日
		第2種2日	(会員)17,800 (非会員)20,800	7～8日		9～10日		22～23日
安全衛生・人事労務講習等	総括安全衛生管理者講習		(会員)10,400 (非会員)12,400	16日				
	入門講座・基礎	年金入門講座	(会員)3,000 (非会員)5,000	19日				
		【本部開催】労災保険給付の基礎講座	テキスト代のみ			8日		
	実務講座	労働基準法等実務講座【2回セット】	(会員)6,000 (非会員)9,000		9日	7日		
		社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】	(会員)6,000 (非会員)9,000	定員締切				
	事例からみた法令研究講座		無料				未定	
	セカンドライフセミナー		(会員)3,000 (非会員)5,000		27日			

*講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。（大会は、除く。）

◆中労基協ビル 4 階ホールご利用について◆

当ビルには定員 80 名のホール(コロナ感染拡大防止対策につき、現在は 40 名定員で使用)があり、多くの企業や団体様に会議、研修、講演会など幅広くご利用していただいております。感染拡大防止対策としては「全国学習塾協会」及び「日本ビルディング協会連合会」の指針に基づいて行っており、安心してご利用できます。会員の皆様は会員価格にてご利用できますので、是非ご利用されますよう、お申込みをお待ちしております。



詳細は HP をご覧のうえ当協会までご連絡ください。



<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/recruit.html>

TEL 03-3263-5060 E-mail chuo-toiawase@toukiren.or.jp



	平日		休日(土日祝)	
	会員	一般	会員	一般
午前(9:00～12:00)	27,000	30,000	32,400	36,000
午後(13:00～17:00)	31,500	35,000	37,800	42,000
終日(9:00～17:00)	49,500	55,000	58,500	65,000
延長料金(30 分毎)	4,500	5,000	5,000	5,600

